

## 令和8年産米に係る数量配分について

再生協議会資料 1

### 1 北海道から各市町村への面積・数量配分方法について

#### 【もち米】【うるち米】

平成30年産から国による生産数量目標の配分が廃止となり、北海道から配分される「生産の目安」に変更となりました。

令和8年産については7年産の作付実績を基本に、全道の生産の目安及び作付意向などを考慮し、算定された。

水稻全体としては全国の米主産地としての地位をゆるぎないものとしていくため「売れる米づくり」に向けた産地の取組みを推進することとし、需要に応じた主食用米の生産とともに、非主食用米の生産を積極的に推進し、水稻作付面積の確保を図り、主食用米、酒造好適米、加工用米、輸出米、飼料用米等のそれぞれの用途別の需要に応えるために、今回設定された北海道の水稻全体「生産の目安」108,799haの達成に取り組む。

### 名寄市における令和8年産米の生産の目安

<単位:面積=ha 数量=ト>

	令和7年産米	令和8年産米	前年対比
生産の目安	13,935.568	14,211.944	276.376
うるち米	1,702.094	1,713.460	11.366
もち米	12,233.474	12,498.484	265.010
面積換算値	2,354.9	2,360.8	5.9
参考 北海道	514,141.0	520,737.0	6,596.0

### 名寄市の生産数量の配分推移

<単位:面積=ha 数量=ト>

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
当初配分数量(目安)	13,121.9	13,875.3	14,211.9
うるち米	1,555.8	1,641.8	1,713.5
もち米	11,566.0	12,233.5	12,498.5
面積換算値	2,246.8	2,347.8	2,360.8
地域間調整加算	0.0	60.3	
うるち米		60.3	
もち米			
面積換算値		7.1	
目標数量(目安)	13,121.9	13,935.6	
うるち米	1,555.8	1,702.1	
もち米	11,566.0	12,233.5	
面積換算値	2,246.8	2,354.9	
名寄市水張実績 (加工用・WCS等含む)	3,638.0	3,784.9	

## ● 名寄市の面積・数量配分方法について（案）

### 1 基準単収の設定について

基準単収の設定方法についてですが、従前までの合理的な単収の算出方法として、共済基準単収を用いて数量配分を行っておりましたが、収入保険制度の運用開始に伴い、収入保険加入者の基準単収を農業共済加入者と同様の単収設定とすることが困難となったことから、昨年と同様北海道から名寄市へ配分された「生産の目安」により算定された換算単収（602kg/10a）により配分を行いたいと考えております。

令和8年度配分単収：602kg/10a【うるち米・もち米生産者共通】

（例）もち生産者 水稲作付：1,000a 基礎水張（主食米）：600a

主食米：600a×602kg/10a = 36,120kg

加工米：400a×602kg/10a = 24,080kg

### 2 面積・数量配分方法について

名寄市の配分方法としては、各地域にて水稲作付（主食用米）予定面積を確認したうえで、令和7年度の個々の基礎水張り面積に基づき配分を致してありますが（農地の移動等があれば、移動後の基礎水張り面積）、個々の基礎水張り面積で配分致しますと、目安面積・数量ともオーバーする事となります。

この事から「生産の目安」の範囲になるよう基礎水張り面積に補正係数をかけ圧縮し、主食用米面積を算出いたします。

平成30年産より北海道からの「生産の目安」の範囲内で配分させて頂きましたが、令和8年産以降についても交付対象水田合計面積を上限に昨年と同様に「生産の目安」の範囲内で配分させて頂き、取り進めて参りますので、ご理解願います。

※「生産の目安」は主食用・加工米・その他水稲を含む水稲全体の目安となります。

※交付対象外になる水田は、畑地化を実施した圃場等を指します。

1. 水張り率 (基礎水張り面積) について

- ・主食用米を作付する事が出来る率であり、基礎水張り面積 (主食用米を作付出来る権利面積) ÷ 水田保有面積 (交付対象水田) × 100 によって計算される。
- ※基礎水張り面積は個々によって違う。

農業者 A

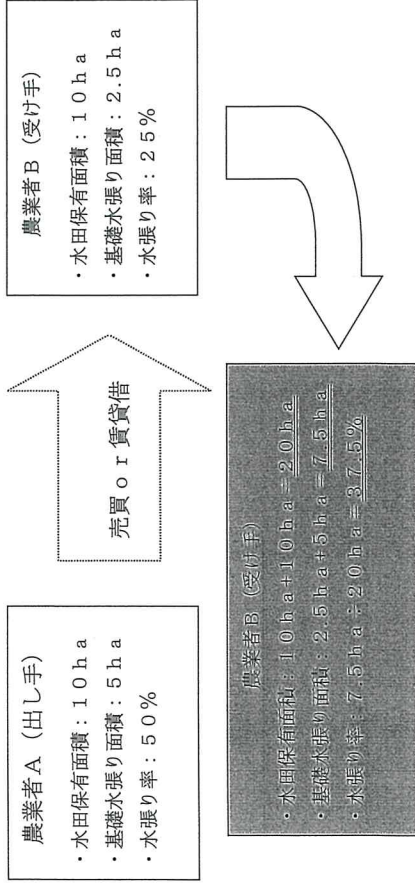
- ・水田保有面積：10ha
- ・基礎水張り面積：5ha (主食用米を作れる権利面積)
- 基礎水張り面積 ÷ 水田保有面積 × 100 = 水張り率 (%)

$$\frac{5\text{ha}}{10\text{ha}} \times 100 = 50\%$$

※基礎水張り面積は個々によって異なります。

2. 水田の売買と賃貸借における基礎水張り面積 (水張り率) の移動について

- ・売買や賃貸借を行った場合は、出し手の基礎水張り面積が受け手に加算される事となり、基礎水張り面積及び水張り率が変更となる。

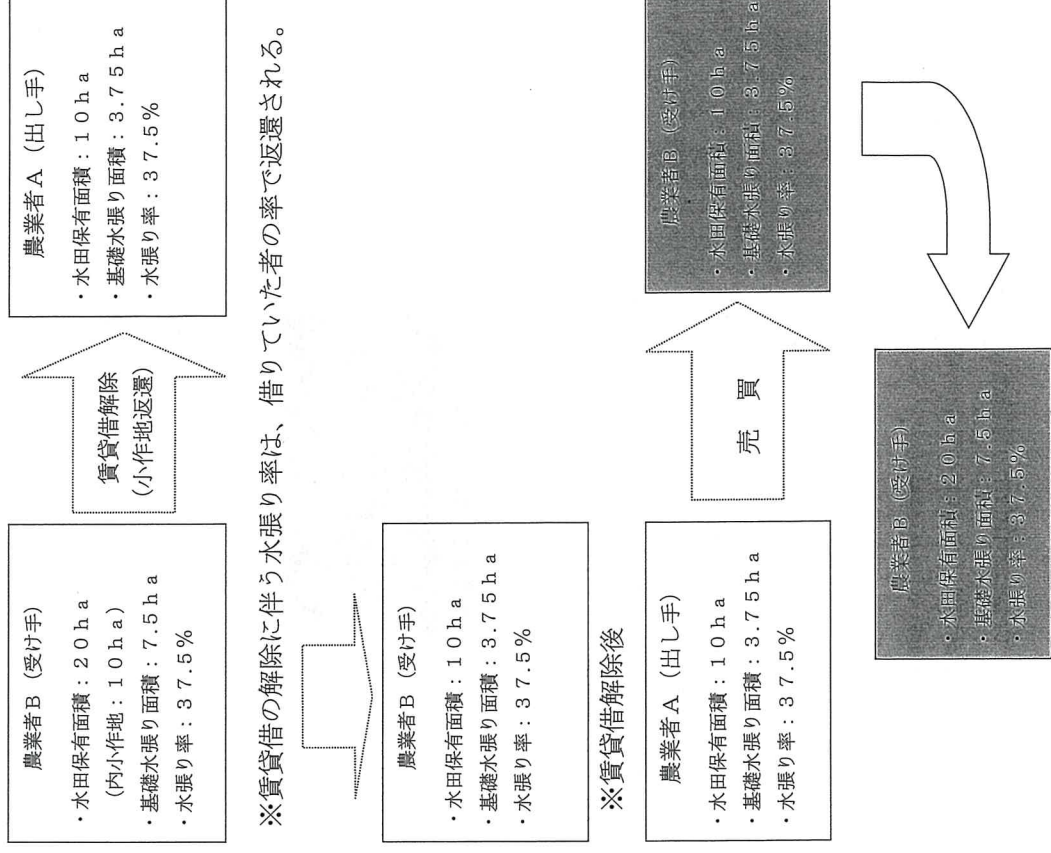


※売買 or 賃貸借後

◎農業者 A	移動前水張り率	50%	異動後水張り率	0%
◎農業者 B	移動前水張り率	25%	異動後水張り率	37.5%

3. 賃貸借後 (小作地) の賃貸借の解除及び売買について

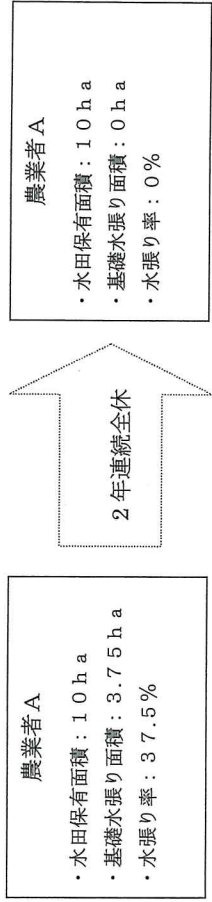
- ・賃貸借後の売買についての水張り率においては、農地を借りた者の水張り率で売買となる。賃貸借の解除についても借りていた者の水張り率が移動する事となる。
- (※基礎水張り権利の無い農地を賃貸借した場合は、保証を受けた基礎水張り面積で移動)



# 主食用米水張りルール (名寄市)

## 4. 水張りの全体について

- ・2年連続水張りを全休した場合には基礎水張り面積が没収となり協議会へ返還となる。(1圃場以上の水稻作付を行っていれば返還とされない)
- 但し、水張り意向はあるが突発的な体調不良等で止むを得ない事情により作付が困難な場合は返還しない。



※水張り作付意向の確認を行い、止むを得ない事情により作付が困難な場合を除き、協議会へ基礎水張り面積が返還となる。

## 5. 基礎水張り面積のない売買及び賃貸借について

- ・基礎水張り権利のない農地の賃貸借又は売買が行われた場合には面積の25%を基礎水張り面積として保証する。ただし、交付対象水田に限る。
- 但し、25%の保証を受け移動した基礎水張り面積の賃貸借を解除した場合には受け手から25%の基礎水張面積により移動を行う。

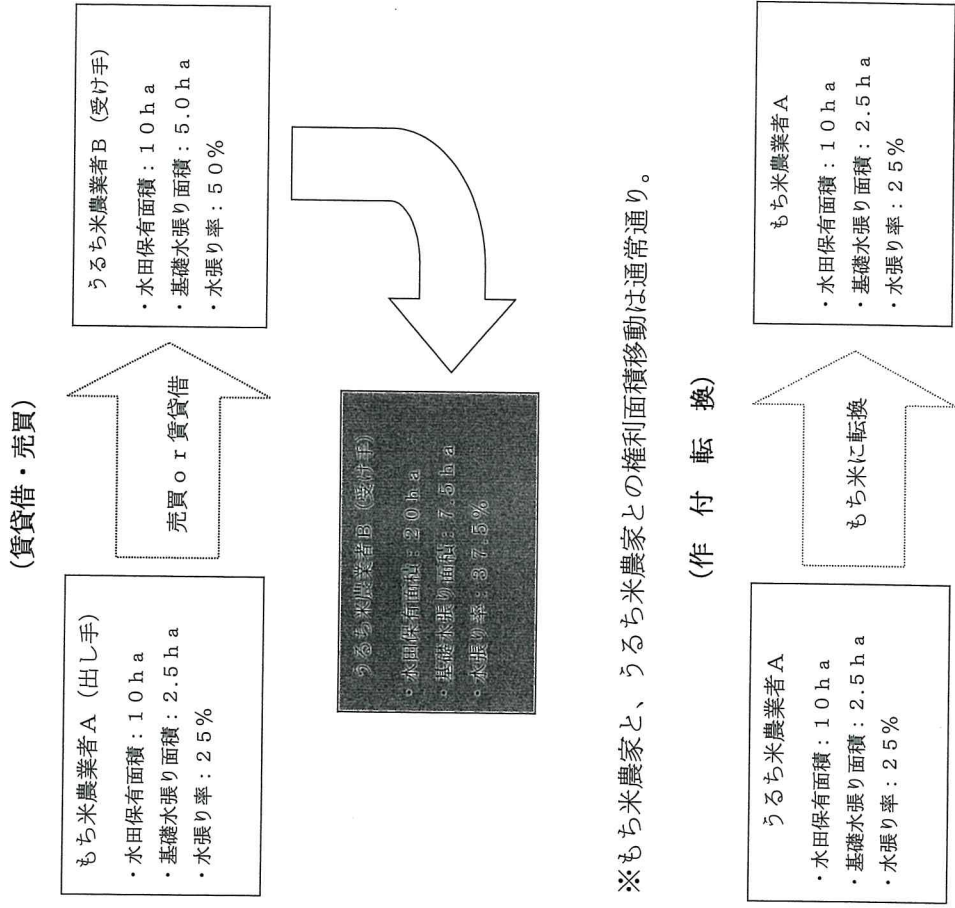


農業者B (受け手)

- ・水田保有面積：2.0ha
- ・基礎水張り面積：7.5ha
- (出し手面積の25%を保証)
- ・水張り率：37.5%

※売買or賃貸借後

- ## 6. もち米・うるち米作付者の賃貸借及び売買、作付転換について
- ・うるち米作付者がもち米に転換した場合には個人の権利持分が移動する。賃貸借及び売買が行われた場合についても通常の権利移動とする。



※もち米農家と、うるち米農家との権利面積移動は通常通り。

(作付転換)

※うるち米からもち米へ転換しても水張り率は、そのまま移行する。

7. 水張り面積及び数量の配分について

- ・北海道から名寄市へ主食用米の面積及び単収が示されます。単収については北海道から示された単収を基準単収とし数量の配分を行います。（もち米・うるち米ともに単収は、配分単収で一律設定となります。）面積については、北海道から示された面積を名寄市全体の基礎水張り面積で割返した係数を個人面積に乗じて算出する。（もち米・うるち米それぞれ面積が配分される。）

1. 基準単収の設定 →北海道から示される名寄市の基準単収・・・①
2. 主食用米面積の設定 →個々の基礎水張り面積で配分するとオーバーするため、面積に係数を乗じて算出。 北海道から示される面積÷名寄市の基礎水張り面積＝係数 作付者の基礎水張り面積×係数＝主食用米面積（当年産）・・・②
3. 主食用米数量の設定 →基準単収（当年産）①×主食用米面積（当年産）②＝主食用米数量

8. 配分された主食用米面積を個人で消化出来ない場合について

- ・個人へ主食用米の面積及び数量を張り付けるが、輪作等の都合で主食用米の面積を消化出来ない場合は、集落（地域内）で調整し消化する。集落でも消化しきれなかった場合のみ名寄市全体で按分し消化する事とする。
- ※調整については、協議会から農政班長へ連絡し調整を行ってもらう

風連A集落(主 45ha)	風連A集落(主 45ha)
・ 農家 A 主 10ha+加 5ha ・ 農家 B 主 10ha+加 5ha ・ 農家 C 主 10ha+加 5ha ・ 農家 D 主 10ha+加 5ha	・ 農家 A 主 15ha+加 0ha ・ 農家 B 主 15ha+加 0ha ・ 農家 C 主 15ha+加 0ha ・ 農家 D 主 15ha+加 0ha
農家D 全体 0ha (▲15ha)	全体 0ha (▲15ha)
※主食用米配分面積 15ha	※集落（地域内で調整）

※配分された主食用米面積を作付出来なかった場合は集落（地域内）で調整。集落（地域内）で消化しきれない場合は名寄市全体で調整する。

9. 集落（地域内）調整について

- ・協議会から個人へ主食用米の面積及び数量について張付けを行うが、集落（地域内）で話し合い面積調整をする場合は地域の裁量により調整は可能。基礎水張り面積の移動についても集落（地域内）で話し合い水張り面積の平等化（平準化）等の理由により全員が納得している場合については移動することが出来るが、必ず協議会へ報告する。

※但し、基礎水張り面積の移動は同じ集落内にある農地のみであり他の集落を跨いでいる農地を所有している農業者は対象外。

（主食用米面積の調整）

風連A集落(主 48ha)
・ 農家 A 主 10ha+加 5ha ・ 農家 B 主 10ha+加 5ha ・ 農家 C 主 10ha+加 5ha ・ 農家 D 主 18ha+加 5ha

風連A集落(主 48ha)
・ 農家 A 主 12ha+加 3ha ・ 農家 B 主 12ha+加 3ha ・ 農家 C 主 12ha+加 3ha ・ 農家 D 主 12ha+加 11ha

※地域で主食用米面積の平準化を図るための調整は可能だが、協議会からは個人への配分のみを行うため、調整については地域内で行って調整後の面積を協議会へ報告する。

（基礎水張り面積の調整）

名寄A集落(36ha)
・ 農家 A 基礎面積 10ha ・ 農家 B 基礎面積 10ha ・ 農家 C 基礎面積 10ha ・ 農家 D 基礎面積 6ha

名寄A集落(36ha)
・ 農家 A 基礎面積 9ha (▲1ha) ・ 農家 B 基礎面積 9ha (▲1ha) ・ 農家 C 基礎面積 9ha (▲1ha) ・ 農家 D 基礎面積 9ha (+3ha)

※基礎面積の移動は集落で話し合い全員の承認により移動できるが他の集落内にある農地は対象外。移動があれば協議会へ報告。

# 主食用米水張りルール（名寄市）

NO. 4

## 10. 交付対象外水田となった場合の基礎水張り面積について

・ 交付対象外水田となった場合は、売買及び賃貸に準じて基礎水張り面積を変動するものとする。

※移動基準日：対象除外が確定した日（交付決定日等）

